

外国法事務弁護士等の懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第三百三十三号）
中一部改正

外国法事務弁護士等の懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十三条第一項に規定する」を削る。

附 則

第三条第三号の改正規定は、令和四年十二月十六日から施行し、令和四年四月一日から適用する。